

議案第80号

新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市営野球場設置及び管理条例（昭和28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「660円」を「2,640円」に改める。

（施行期日）

1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、令和8年4月1日以後の新居浜市営野球場の使用に係る使用料について適用し、同日前の新居浜市営野球場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市営野球場のスコアボードの使用料の額を改定するため、本案を提出する。